



## 制服の選択と学校における多様な性への配慮をめぐる問題 —

性別違和を理由とした学校制服の変更経験に関する語りを事例に —

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-04-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 有井, 晴香, 須田, 紗穂 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00007093">https://doi.org/10.32150/00007093</a>

## 制服の選択と学校における多様な性への配慮をめぐる問題 — 性別違和を理由とした学校制服の変更経験に関する語りを事例に —

有井 晴香・須田 紗穂\*

北海道教育大学函館校

\*大仙市役所

## Alternative Choices of School Uniform that is Considerate of Sexual Diversity — Student Narratives about Changing the Style of Uniforms —

ARII Haruka and SUDA Saho\*

Department of Education, Hakodate Campus, Hokkaido University of Education

\*Daisen City

### 概 要

学校現場において多様な生徒のニーズに合わせた対応が求められるなかで、制服の選択に関して、当事者の視点に注目した研究はほとんどおこなわれていない。そこで本稿では、性別違和を理由とした制服変更に関する語りを記述し、特別な配慮としての制服変更にかかわる課題を検討することを目的とする。そのうえで、一方的な支援ではなく、性の多様性に関する教育の重要性を指摘する。制服の変更プロセスを生徒の視点から振り返ってみたとき、性別違和がある生徒として脆弱な存在であり支援されるべき存在として位置づけられる一方で、必ずしも要求がすべて汲み取られていたわけではなかった。多様な生徒に対しておこなわれるべき配慮とは、マイノリティとして位置づけ特別扱いをすることで分化する動きを作りだすことではなく、すべての生徒が公正に扱われひとりの人として尊重されることであろう。

### 1. はじめに

#### 1-1. 問題の所在

近年、女子生徒の制服としてスカートとスラックスの両方を採用したり、性別による区分をなくすといったような形で制服の選択制を導入する学

校が増加している。共同通信（2020年12月5日）によれば、少なくとも19都道県の639校の公立高校において、制服に選択肢が設けられているという。また、自治体レベルで制服の選択制を導入するところもある。たとえば、東京都中野区では2019年からすべての区立中学校で女子生徒がス

カートとスラックスを自由に選べるようになった。東京都港区では、2020年4月に本人の望む性に適した制服を選択することができる「性別表現」の尊重について取り入れた改正条例を施行した。

制服の選択制を導入するねらいのひとつに、多様な性への配慮があげられる。近年、制服に選択肢を設ける学校・地域が増加傾向にある背景には、文部科学省が性的マイノリティへの対応に関する取り組みをすすめてきたことがある。2010年に「児童生徒が抱える問題についての教育相談の徹底について」という通知を出し、性同一性障害の児童生徒への対応について言及した（文部科学省2010）。2014年に文部科学省は性同一性障害に関する対応の現状について明らかにすべく、全国の小学校・中学校・高等学校を対象とした悉皆調査をおこなった。この調査結果をもとにして、2015年に「性同一性障害にかかる児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について（以下、2015年通知）」と題した通知が出され（文部科学省2015）、2016年には教職員向けの研修資料が作成された（文部科学省2016）。これらを通じて、性別違和がある生徒への支援策が具体的に提示されていくなかで、制服に関する対応として自認する性別の制服等の着用を認めることが提案されている。一般に日本の学校制服は、男女の性別にもとづいたデザインが採用されており、そのことが、性別違和がある生徒にとっては葛藤の要因となりうるためである。

制服制度は基本的に各学校の判断に委ねられており、学校ごとの対応が重要となってくる。制服の選択制は広がりつつあるが、依然として男女別の制服を採用している学校・地域は多いと考えられる。学校現場において多様な生徒のニーズに合わせた対応が求められるなかで、制服の選択に関して、当事者の視点に注目した研究はほとんどおこなわれていない。そこで本稿では、性別違和を理由とした制服変更に関する語りを記述し、特別な配慮としての制服変更にかかわる課題を検討することを目的とする。そのうえで、一方的な支援ではなく、性の多様性に関する教育の重要性を指

摘する。

ここで、本稿における性別違和に関する用語の使い方について整理しておく。本稿では性別違和を出生時に割り当てられた性別に対する違和を示すものとして用いる。2015年通知で用いられている性同一性障害はもともと医学概念であり、日本においては法概念としても用いられているが、その考え方は性別違和を病理として捉えることが前提となっている。一方で、性別違和を身体的な要因のみならず社会的な要因からももたらされるものと捉え、社会モデルの考え方を含む概念としてトランスジェンダーの語が広く用いられるようになってきている。トランスジェンダーとは、出生時に割り当てられた性に対して違和がある人の当事者概念である。つまり、トランスジェンダーとは自認するアイデンティティに関わる概念であり、「性別違和があること」と「トランスジェンダーであること」は必ずしも一致するわけではないことに留意したい。本稿では、自認するアイデンティティがトランスジェンダーではない事例についてもとりあげ、以下では、「性別違和がある生徒」と「トランスジェンダー生徒」を同義ではなく、文脈に応じて使い分ける。

## 1-2. 先行研究

教育現場において性別違和がある生徒の視点に注目した研究として土肥（2015；2019；2020）の研究があげられる。土肥（2015）は学校教育がジェンダーの再生産の場であるという見方に注目し、トランスジェンダー生徒がジェンダー葛藤を強める場面および、その対処について当事者のライフヒストリーをもとに分析をおこなった。土肥は、当事者の要求を実現することのみならず、その実現の過程がジェンダー葛藤の軽減において重要であると指摘する。加えて、その過程において周囲の生徒や教員の変容が学校の性別分化の枠組みの問い直しへとつながりジェンダー葛藤の軽減に寄与することを示した。また、学校における日常生活場面において、性別変更とは、周囲の人とのあいだで相対的な性別の位置どりが交渉され、他者

から承認されることを反復する相互作用のなかで成立するものであることを指摘している（土肥2019）。

一方、2015年通知は、性別違和をあくまで個人の特性上の問題として位置づけている。土肥（2020）は、2015年通知によって、各学校の取り組みが見直され、少なからずトランスジェンダー生徒にとっての葛藤が軽減される契機となったことを評価しつつも、支援が対症療法的であると指摘する。たとえば、制服についていえば、自認する性別の制服の着用を認めることを推奨しているが、そもそも制服が男女別に制定されているという前提に関する問い直しはおこなわれていない。また、トランスジェンダー生徒をあくまで未熟で庇護されるべき対象として捉え配慮すべき存在として記述している点をあげ、専門家主義的であると批判している。

また、性別違和に関する語りを分析した研究においても、ジェンダーにかかわる葛藤を個人の問題として捉えるのではなく、他者とのかかわりのなかで形成されるものとして関係論的に捉え直す視点が注目されている。たとえば、宮田（2017）は社会との相互作用を通じた自己形成過程に着目し、性別越境を伴う生活史におけるジェンダー／セクシュアリティの意識について検討した。トランスジェンダーが直面する困難を個人の内在的要因に還元して捉えてしまうことによって、問題の根本が社会環境にあり、そうした社会との相互作用を通じた自己形成過程のなかでおぼえる違和感や抑圧的感覚が見過ごされてしまう。宮田は「そもそも固定的な性別役割モデルの体現を押しつけない、あるいは当然視しない立場をとること」（宮田2017：320）が教育現場に求められることであると主張する。また、町田（2018）は、性を個人の内部にあるものとして想定することを批判的に捉え、問主観的な見方から、他者との相互行為のなかで立ち上がる側面にも注目する必要性を指摘している。

以上をふまえ、本稿では、特別な配慮としての制服の変更について、生徒の視点から、とりまく

他者とのやりとりおよび制服変更の交渉過程にも注目して検討する。

## 2. 調査方法

学生時代に戸籍上の性に基づいた制服から着用するものを変更した経験がある人に対して調査協力を依頼した。本稿では学校指定の服装として着用するものをスカートからスラックスに変更したことがある2名（藤田、小川 いずれも仮名）の事例をとりあげる。調査対象者は調査時点で2名とも20代前半であり、高校卒業後5年未満であった。

調査は2020年8月に、遠隔会議システムZoomを用いて、60分～90分程度のインタビューを第二著者（須田）が実施した。また、2021年9月に30分程度の補足的な聞き取りを第一著者（有井）がおこなった。インタビューでは、事前に質問項目を提示したうえで、質問内容に関して問題ないか確認したのちに半構造化面接による聞き取りをおこなった。事前に対象者の了承を得た上で録音した記録をもとに、インタビューデータの逐語録を作成し分析した。共通する質問項目は、制服の変更経緯、学校側の対応としてよかった点・悪かった点、制服選択制に対する考え、である。

調査協力者に対する倫理的配慮として、研究協力の依頼に際し、研究の趣旨について説明をおこなった。あわせて、調査終了後に調査の取り下げが可能なこと、本人のプライバシーにかかわる部分については十分に注意を払い匿名性を担保すること、および調査結果について本研究以外の目的では使用しないことを説明し、了承を得た。また、執筆した原稿についても、内容に問題がないか確認をとった。

なお、以下の語りのなかでクォーテーションマークを付したものは語り手がクォーテーションのジェスチャーをおこなった部分を示す。鍵括弧に関しては、読みやすさを考慮して適宜、筆者が付した。

### 3. 調査結果と分析

#### 3-1. 藤田の制服変更事例

藤田は既存のジェンダー概念に対する違和があり、中学校と高校のいずれにおいても着用する制服をスカートからスラックスに変更した経験をもつ。藤田が通っていた公立中学校は共学であり、ブレザータイプの制服であった。中学一年生から二年生までのあいだ、学校の指定通り女子用上着とスカートを着用していたが、三年生の時に、兄の男子用上着とスラックスを着用して通学するようになった。男子用制服を着用していることに関して教員から何度か注意を受けたことはあったものの、そのまま卒業まで過ごしたという。なお、藤田の通っていた中学校では、制度上、女子用スラックスも導入されていたが、スラックスを選択する女子生徒はほとんどいなかったようである。学校生活の途中で女子用スラックスを入手するためには手間と時間がかかったことに加え、女子用スラックスのデザインが藤田の好みではなかったこともあり、男子用の制服を着用していたようだ。

進学先の私立高校は女子校であり、セーラー服が指定の制服であった。藤田は入学後しばらくのあいだ、指定の制服を着用していた。高校1年の夏頃から高校生活における人間関係を理由に退学を考えるようになったという。退学に関する相談をおこなった際に、話の流れからスラックスを履くことを学校側から提案されたようだ。

スクールカウンセラーにちょっと学校で色々困っていることとかを話していたら、そのなかでジェンダーに対する違和感をちょっとこぼしていたら。なんていうんだろ、そうだなあ。それを、それをねえ、担任の教員と保護者とに、まあ、言ってみればアウトティングのようなこと？ちょっと盛った形でされて。で、当時、“LGBT”が流行ってたんで、すごい、流行りはじめだったんで、「あれなんだね！」って言って、すごい周りの大人さんたちが盛り上がっちゃったんですよ。それでま

あ、それでなんか「いいよ、ズボン履きたいんでしょ？」って言われて。「え？退学しなかったんですけど？」ってなって。(中略)でも、まあ、なんだろ、摩擦をおこしてみるか、と思ったんで、それに乗ったくらいなもんでしたよ。

藤田は自ら制服を変えたいと願い出たわけではなく、制服の変更は学校側からの提案によるものであった。藤田が高校に入学したのは文部科学省による2015年通知がなされた年である。「LGBT」という用語が一般的に広く使われるようになった時期であり、時代の流れに乗るような形で学校関係者が積極的な対応を見せようとしたことにつながったと考えられる。藤田がスクールカウンセラーと相談するに至った動機づけは退学することにあつたが、当初の希望であった退学をせずに制服を変えて学校に通い続ける選択をした理由として、「摩擦をおこす」ことをあげている。藤田にとって、制服をスラックスに変えることは「当たり前」を疑わず、自らを「普通」であると位置づけるような「多数派」の考え方を揺るがす試みでもあったという。

ここで、制服を変更するプロセスにおける問題として、あらかじめ藤田に確認することなくセクシュアリティに関する情報が担任教員と保護者に対して通知されたことがあげられる。スクールカウンセラーによるアウトティングは藤田にとって想定していなかった出来事であり、あつてはならないことである。さらに、ほかの教員や保護者に対する伝達だけではなく、生徒に対する説明に関しても、藤田の希望とは異なる方法がとられたという。

(担任の)先生が、みんなの前で、そのなんか、「藤田は中学からこういう格好をしていて、すごく考えて決めたことだから」って説明をされて。うん、なんででしょうね、詳しいこともなるべく言わずにさらっと流すような感じで説明してくれって言ったんですけど、

まあ、ね、真逆の説明をされましたね。その、いかにも「藤田を特別扱います宣言」でした、あれは。

藤田が望んだ簡潔な説明ではなく、担任教員は周囲の生徒にむけて大仰な説明をおこなったという。そのことが、藤田を「特別扱い」すべき生徒として位置づけ、差異化をより一層促すことにつながっていたといえる。

(担任は)理解をしようとしてたんだと思いますけど、なんていうかその、性的少数者への解像度が低すぎるっていうか。「あ、じゃあ藤田はLGBT」という理解をされたように見えて。で、なんか、そもそも性的少数者って何？ってなってくるじゃないですか、その色々考えてると。でも、そういうところに全く思いを馳せることもなく、「あ、じゃあ藤田はLGBT。だから特別な制服。みんな、藤田はみんなとは違うからね」みたいな。

制服の変更に関する学校側の対応として、スクールカウンセラーにアウトティングをされたこと、担任教員によるクラスメイトへの説明が当事者生徒の望んだような形ではおこなわれなかったこと、など、問題が多かったといえる。ただし、決して教員が理解しようとしていなかったせいではなく、表面的な理解にとどまっていたことが問題であったと指摘する。藤田自身のアイデンティティはトランスジェンダーではない。しかしながら、学校側の対応は、一般的に広がったカテゴリーにあてはめ、あくまでも性的なマジョリティとマイノリティに分化したうえで当事者個人の問題として処理しようとしていたものと考えられる。

また、制服を変更したことに対する周囲の生徒の反応について、藤田は次のように語っていた。

まあ腫物扱いされましたよね。そもそも(制服を変える前から)いじめだったのかなっていう、思うくらいの扱いを受けていたので、

一部の人からは。ああ、ああ、やらかしたなっていう感じで(扱われていた)。もう、廊下とか歩いているだけでも全然知らない人に「え？うそでしょ？ださっ」みたいな声が聞こえてきて、なんか、はい。(中略)もう初見の反応は、やばかったですよね。もう、人間に対する扱いじゃなかったというか。珍獣でしたよ、珍獣。(中略)中学とかなら、まだなんだろう、先生に逆らうって勲章じゃないですか？なんか、ね。まだちょっとこう、まだよかったんですけど。高校に入ると、みんないい子ちゃんになっちゃうんで、逸脱すると死だったんですよ。

「腫物扱い」「珍獣」という語で示すように、藤田は校内で唯一、制服を変更したことによって特異な存在として周囲から明確に区別される存在となり、スラックスの着用が否定的にとられるようなことさえあった。中学時代と高校時代における制服変更は、いずれも逸脱として位置づけられているものの、その文脈は大きく異なっている。中学時代に制服を変更した際は、学校や教員に対する反抗の意味を含む逸脱として、むしろ生徒の立場からすると「勲章」のように捉えられていたのに対して、学校主導でおこなわれた高校時代の制服変更は、周囲の生徒からの逸脱として位置づけられていたと考えられる。

ただし、教員からクラスメイトに大げさともとれる説明がなされたことに対して、クラスのグループラインのなかで「腫物扱いされたいわけではないし、言いたいことは言ってくれていい」ということを伝えたところ、周囲とのコミュニケーションがやや改善されたという。また、二年生に進級後は「変な奴なりに受け入れられはした」と語っていた。つまり、排他的な状況に改善がみられた一方で、「変な奴なりに」と語るように藤田が特異な存在であるという捉え方は持続したのである。

いきなり女子校でズボン履いてるやつがいた

ら、見るのわかるんですよ。絶対、女子トイレとか使えなくなりましたし、その一、着替えとか更衣室にズボン履いているだけで「うわ」とか言われたりするんで。もう、ああ、ああ、っていう感じだったんですけど。なんか、うん、みんなね、びっくりしますよね。

全校生徒がスカートを履くなかで、ひとりスラックスを着用することは、視覚的に特異な存在として位置づけられてしまう。トイレや更衣室といった性別によって分けられている空間では、外見的な差異が周囲に戸惑いをうむことを避けようのないことであると受け止めていた。スラックスを履くことに関して否定的な見方があったなかで、肯定的な反応を示した教員の反応は良い出来事として記憶されていた。

ちょっとだけ交流あった、全然他学年の、他クラスの先生で、たまに気にかけてくれる先生がなんか、なんかその、「スラックスかっこいいね」って言ってきて、ああ、なんていうか、ちゃんと服を着ている人間扱いされたなって思っ

周囲とは異なるイレギュラーな存在として扱われることと、ひとりの人間として尊重されることは大きく異なる。すべての教員の対応に問題があったわけではなく、良い教員もいたと述べつつも、学校に対する失望が積み重なり、最終的に藤田は卒業を前に中途退学するに至った。

### 3-2. 小川の制服変更事例

小川はトランス男性であり、高校時代に制服を変更した経験をもつ。中学・高校ともに共学の公立校に通っており、いずれも男子は詰襟、女子はセーラー服が指定の制服であった。中学時代はセーラー服を着ることに抵抗感をおぼえつつも、自身の性別についての違和感がそれほど強くはなかったため、セーラー服を着用していたという。高校に入学してからも、しばらくのあいだはセー

ラー服を着用していた。

最初は、入学当初はやっぱり(セーラー服を)着ないといけないっていう使命感じゃないんですけど、まあ、一番年下だし、高校の中でみたら。そんな好き勝手やっても上(の学年)からなんか言われんのかなーっていう気持ちから、ちゃんと着てたんですけど。

まず、小川が気にしていたのは下級生としての立ち位置であった。服装によって目立つことを避けるべく、周囲と同様にセーラー服を着用していたという。やがて、学校に慣れてくるにつれ、徐々にセーラー服ではなく学校の指定ジャージを着ることが増えていった。

高校二年生くらいから、結構ジャージで登校する機会が増えて。それを見た当時の担任の先生が、「ジャージで来るのはなんか理由があるの？」っていう風に聞いてくれて。で、そのときに自分の気持ち打ち明けて。その時の担任の先生が良かったんだと思いますよ。それで、周りの先生とか、校長先生に言ってきて、最終的にその、セーラー服じゃなくてメンズスーツ着て登校できるようになったってとがあります。

藤田と同様に小川の場合も、自ら制服の変更を願ったのではなく、学校側からのアプローチによって実現していた。小川の場合は、セーラー服を着ないという行動にでることで、自らのニーズを開示していたといえ、その要望を担任教員が汲み取っていたといえる。担任教員の一存では着用制服を変えることはできないため、他の教員に対して情報共有をしたうえで相談の必要があることが小川に伝えられたという。小川の承諾を得てから教員間での情報共有がおこなわれ、また、保護者に対してもまず小川自身が直接、話をする形で伝えられた。それまで小川は両親と性別違和について話したことはなかったといい、制服変更の手

続きを機に、カミングアウトをおこなった。その後、制服変更に関して、校長・教頭・担任・保護者が同席した相談の場もたれたという。相談の結果、男子用の制服ではなくメンズスーツを着用するという対処がとられた経緯は以下のようにあったという。

最初、学ランっていう選択肢もあったんですけど、その一、学ランを着てしまうと、やっぱり周りからしたら、もう（小川が）女性っていう認知はされているじゃないですか。で、そのなかで学ランを着て、トイレ、まあトイレはやっぱり女子トイレ入らないといけなかったんで。「学ランを着た状態で女子トイレに入るのもどうなのか？」っていう風に校長から言われたんですよ。「逆にまわりの目を気にすることはいいのか」という。やっぱり、トイレ問題があって、学ランじゃなくてスーツになったっていう感じですね。

小川はそれまでの高校生活のあいだに、女子生徒として周囲から認識されていたことがあり、それを急に塗り替えることは困難なこととして捉えられていた。つまり、制服の変更後も、女子生徒としての位置づけはあくまで据え置かれたままであったといえる。結果として、男子用制服ではなくスーツの着用に落ち着いたが、小川は「個人的には学ラン着たかったんですけどね」と述べており、小川の要望がすべてかなえられたわけではなかった。

まだなんか、ブレザーとかだったら、こう、なんていうんですか、がつつり男子用の制服じゃなくても、女子用のなかでズボンだけ変えるってやれば、あんまり、わかんないじゃないですか？ブレザーの学校だったら、またちょっと変わったのかなあって思ったときもありましたね。

最終的に、「スカート履かなければなんでもい

い」と思うに至ったそうだが、全校生徒のなかで自分だけが異なる服装をすることを望んでいたわけではなかった。ただ、制服の代わりにスーツを着ていたことに対する周囲の反応は悪くなかったという。

直接、（批判的なことを）言われることはなかったですけど。まあ、自分の知らないところで言われてたとかは、あるんじゃないですか？まあ、全然知らないんですけど、そういうのは。まあ、でも反応は悪くなかったですね。スーツで行ったときは。結構まわりが、「いいじゃん、似合ってるじゃん」とか、そんな感じだったんで。

ひとりだけが異なる服装をすることで、かえって目立ってしまうことが懸念されていたが、結果として周囲からは好意的な反応を得ることができしており、制服にかかわる問題はある程度、解消されたと考えられる。ただし、自分が知らないところで否定的な見解を持つ人がいるかもしれない、という語りから、自身がマイノリティとして否定的に捉えられるリスクを想定している様子がうかがえる点は留意する必要があるだろう。

### 3-3. 制服の選択制について

本稿でとりあげたふたりは、いずれも前例がない状態で制服の変更をおこなっていた。ふたりに続いて同じようにスカートではなくスラックスを履く手続きをとった生徒もあらわれていたが、たとえば制服の選択制が導入されるといったような抜本的な制度の見直しがおこなわれたわけでもなかったという。

冒頭でも述べたように、全国的に制服の選択制の導入が検討される傾向にあるが、制服の変更や選択に関して、どのような対応が望ましいと思うかについて尋ねたところ、ふたりの回答は以下のようにであった。

藤田：個人の対応というところで済まそうと



したらもう、駄目じゃない？っていう。その、特別な人、っていう、この生徒は特別扱いされてて、みんなと違う格好してるっていう形にしちゃ、まずいと思うので、だから、最初から選択肢を増やしておくことじゃないの？って思いますけどね。

小川：やっぱ、全校生徒同じ制服にするのが一番だと思うんですね。最終的に、逆の着たいよーって言って、言ったとしても先生にはちゃんとした理由を言わないといけなくなるじゃないですか。逆にしたい理由。そういう、やっぱり逆を着たところで、自分で周りにカミングアウトしてるような形になるじゃないですか。なので、全部同じ制服（がいいと思う）。

藤田と小川のどちらも選択制の制服が導入されていない学校に通っており、ふたりが制服変更をする前例をつくったものの、いまだ学校全体で制服の選択制はとられていないという。藤田が個別対応ではなく、全体の対応として選択制が導入されるべきであるという見方を示していた一方で、小川は性別にかかわらず全生徒が同じ制服にすべきではないか、と考えていた。藤田と小川の提案は選択の有無からいえば真逆の提案といえるが、根本的な狙いとして周囲とは異なる状況におかれることを回避することにある点において共通している。ふたりの制服変更の経緯においても語られたように、ひとりの生徒が制服を途中で変更することは周囲とは異なる動きとして認知され、特異性を帯びた位置づけにならざるを得ない。こうした状況を指して、藤田は「なんか変な人だって指さされるリスクを背負わないと好きなもん着られないっていうのはやっぱりおかしいと思う」と述べていた。

さらに、教育現場に求める対応として、それぞれ以下のように語っていた。

藤田：子どもが自由に自分を表現することを

許せないような教育現場なんだったら、私服にしたって結局、同じじゃないかなって。(中略)制服をなくすとか、男女の制服を選べるようにするとか、制服ひとつだけにして男子も女子もこれ着せるみたいな、いろんな解決策はありますが、でも、それだけやって満足してたらまずいよねって。

小川：やっぱり、そういう人もいるっていうのを知ってほしいというか、まあ、知ったところで、どうこうしてほしいっていうわけじゃないんですけど。一情報として、知っておくべきことなんじゃないかなっていう。同じ人として、のところになってくると思うんで。認知するのが大事だと思います。別に理解しろって言うわけじゃなくて。(中略)男女で見るんじゃないなくて、一人間として見てくれているなら、それでいいかなって思いますね。

ふたりの見解に共通することは、個人の存在・考えが尊重されることにあるといえる。男女別の制服制度を変えていく取り組み自体は必要とされるものと考えられるが、そもそも制服だけを変えてだけではなく、性の多様性について知ることの重要性を指摘している。

#### 4. 考 察

ふたりの事例を通して見出された制服の変更に関する課題として、制服変更に含まれる逸脱性、情報共有のプロセスにおけるアウトティング、ニーズに関する交渉、個別対応による特別視といったことがあげられる。眞野(2020)は性的マイノリティ当事者である生徒に対する支援に関する留意点として、①周りの生徒の課題ととらえて指導すること、②教職員の共通理解と組織的取り組み、③性の多様性を前提とした教室環境・学級運営・学校運営の必要性、の3点をあげている。これらのポイントは本稿の事例において見出された課題

にも対応するものと考えられるが、①周りの生徒の課題ととらえ指導することは、すなわち③性の多様性を前提とした教育に含まれる部分であると考えられる。そこで、以下では、性別違和を理由とした制服の変更に関わる課題および留意点について①教職員の共通理解と組織的取り組み、②性の多様性を前提とした教室環境・学級運営・学校運営、さらに、これらのポイントに加えて③生徒の自律性を尊重する重要性、の3つの観点から整理する。

#### ①教職員の共通理解と組織的取り組み

本稿でとりあげたふたつの事例は、学校生活の途中で着用する制服を変更したものであり、変更のためのプロセスにおいて、教職員、保護者、ほかの生徒に対する説明をおこなう必要が生じていた。男女別制服が前提となっている場合、制服の変更に関して個別的な対応が必要となった際には、適切な伝達プロセスをふむことが重要である。この場合の適切さとは、常に当事者生徒の目線にたって判断されるべきことである。藤田の事例では、最初に性別違和について打ち明けたスクールカウンセラーから、教職員および保護者に対する伝達が藤田の知らぬうちにおこなわれるというアウトティングが起こっていた。加えて、担任教員からクラスメイトに対する説明も藤田が望んだような形ではおこなわれなかった。一方、小川の事例では、事前に小川に対してプロセスの説明がなされており、担任教員への信頼感が語られていた。

生徒が直面している困難を解決すべく、教員が動くためにはまず教員が性の多様性および人権に関して学ぶ必要があることは言うまでもないだろう。しかしながら、実際には「性の多様性」教育の必要性を強く感じていない教員も一定数いることや、また教職員向けの研修も実施されにくい、あるいは教員が参加しにくいような状況があり、大きな課題といえる（木村2020）。

#### ②性の多様性を前提とした教室環境・学級運営・学校運営の必要性

学校教育はジェンダーの再生産の場であることを問い直す契機として、トランスジェンダー生徒が直面する課題は捉えられるべきであることが先行研究では指摘されてきた（土肥2020）。制服の選択に関して言えば、性的マイノリティへの配慮を背景に制服の選択制を導入することが全国的に広がっているが、それだけで問題が解決するわけではなく、根本的な性のとらえ方を問い直す必要がある。

制服に関わる問題は個人の選択の問題として捉えられがちではあるが、個別の対応をおこなうことによって、特別扱いされ、異質な存在として位置づけられてしまうリスクがある。本稿で扱った事例はいずれも、ひとりだけが異なる制服を着用している状況がうまれていた。藤田の場合は、女子校のなかで唯一スラックスをはく生徒として、小川の場合は詰襟とセーラー服が指定の制服である中、唯一スーツを着用する生徒として、いずれも視覚的に特異な存在であったといえる。男女の性別分化を前提とした現行の学校教育制度の構造に対する見直しがおこなわれることなく、特別な「配慮」が対応としてとられるなかで、マジョリティとマイノリティの二分化もまた再生産されていたといえる。たとえば藤田の事例においては、教員からほかの生徒に対しておこなわれた説明や対応は、あくまで制服を変える生徒のみを当事者として捉え、個人に起因する問題として位置づけたがゆえのものと考えられ、そのことが周囲の生徒から「腫物扱い」される一因にもなっていた。

つまり、ここから考えられることは、学校教育において男女の性別分化を前提とした見方を問うだけではなく、こうしたマイノリティとマジョリティの二分化をも問い直すような教育が求められるということである。渡辺は『性的マイノリティについて』『LGBTについて』といったテーマでは、『知ってあげる私たち』『知ってもらおうあなた方』、もしくは『聞いてあげる私たち』『語る義務があるあなた方』という『マジョリティ』と『マイノ

リティ』の権力構造を再生産してしまうことになる」(渡辺2017:161)と指摘する。そのうえで、「性的マイノリティ」について学ぶのではなく「性の多様性」を学ぶべきであると述べている。また、眞野も「性の多様性について知ることは、自らの性が多様であることを知ることであって、単に性的マイノリティについて知ることはない」(眞野2020:164)と指摘しており、性の多様性とはすべての生徒が当事者として学ぶべきことと考えられる。

また、マジョリティとマイノリティの二分化を問い直すことは、制服の選択制を導入するプロセスにおいても必要なことである。たとえ選択制を導入したとしても、そのおもな目的として性的マイノリティへの配慮を理由に据えてしまうと、マイノリティとしての位置づけが再生産されてしまい、かえって選択しづらくなる懸念も生まれる。性の多様性だけではなく、そもそもの生徒の多様性を前提とした制度として検討されるべき問題でもある。

### ③生徒の自律性の尊重

制服は男女の二分化を象徴するものであると同時に、学校における規律性の象徴でもある。逸脱としてみなされることへの恐れは、とくに周囲の生徒からの目線を気にすることとつながっている。藤田の場合であれば、中学生にとって逸脱は一種の「勲章」としてむしろ肯定的な評価にもつながりうるのに対して、高校では「逸脱」を許さない空気へと変わったことを指摘している。また、小川は高校入学時に上級生からの目を気にして、女子用制服を着用することで逸脱を避けたふりまをとっていた。一方で、逸脱は要求を実現するための契機にもなっていた。

2015年通知にあるように、従来では、性別違和がある生徒がもちうる要求に学校側がいかに対応すべきか、が考えられてきた。藤田の中学時代の制服変更は、学校側が特別な対処をおこなったわけではないが、頑なにそれを認めないというような対処をとることなく、いわば黙認していた部分

もあったため、消極的な形で要求を通すことが可能になっていたといえる。高校時代の制服変更については、藤田自身の要求は退学であったのに対し、折り合いをつける形でスラックスの着用が提案される形をとっていた。小川の場合、制服ではなくジャージを着用することによって、学校側が要求の把握に乗り出し、交渉をおこなう流れであった。先行研究においては、当事者生徒が要求を出し、学校側がそれに対応する形で生徒自身が主導権を握ることができたとされる事例も報告されている(土肥2015)。一方で、本論でとりあげた二人の事例においては、いずれも生徒が主導権を握っていたとは言い難い状況が含まれていたと考えられる。あくまで学校側の枠組みにもとづいて生徒のニーズが調整されていたといえ、こうした対応が場合によっては、生徒にとって新たな困難を生み出しうるということが明らかになった。

つまり、そもそも逸脱として位置づけられてしまう構造を問うだけでなく、逸脱によって要求がつくられ、交渉がうまれても、相談の場において生徒が権利主体としてではなく一方的な配慮・支援が必要な客体として位置づけられてしまっていることもまた問い直される必要がある。そのためには、生徒の自律性に着目する視点が重要になってくると考えられる。

## 5. おわりに

本稿では、性別違和を理由に制服を変更した経験に関する語りを記述し、特別な配慮としての制服変更に関わる課題を検討した。自認する性の制服を着用することを容認することが推奨されているが、表面的な対処に終わらないことが重要である。制服の変更プロセスを生徒の視点から振り返ってみたとき、性別違和がある生徒として脆弱な存在であり支援されるべき存在として位置づけられる一方で、必ずしも要求がすべて汲み取られていたわけではなかった。本稿の事例において、教職員は決して配慮をおこなっていなかったわけではないと考えられる。むしろ、配慮・支援がと

きに一方的なものとして作用していたことが事例から明らかになったが、その背景には少なからず生徒を管理・保護すべき対象として捉えていることがあるのではないだろうか。そして、学校現場に求められるのは生徒を自律的な個人として認め、その自律性をより育むことにあるのではないだろうか。求められているのは少数者への配慮ではなく、あくまで多様性の尊重であると考えられる。言い換えれば、多様な生徒に対しておこなわれるべき配慮とは、マイノリティとして位置づけ特別扱いをすることで分化する動きを作り出すことではなく、すべての生徒が公正に扱われひとりの人として尊重されることであろう。

本稿では制服を変更した生徒の視点に注目した検討をおこなったが、周囲の生徒および教職員との関係性に注目し多様なアクターの視点から分析していくことによって多様な性を前提とした教育がいかに実現されるのかを検討していく必要がある。また、性に関する多様性のみならず、あらゆる生徒に対する公正な教育とは具体的にどのようなものなのか、いかにして実現しうるのかについて議論を広げていくことも今後の課題としたい。

## 付 記

本稿は、第二著者の卒業論文における調査結果をもとに、第一著者が新たに分析をおこない、執筆したものである。また、調査は3名に対して実施したが、本稿の執筆に関して承諾を得られた2名の事例をとりあげた。

## 謝 辞

本研究の調査にご協力いただいた3名の方に深く御礼申し上げます。また、本稿の執筆に同意し、示唆に富むコメントもいただいた2名の調査協力者の方には重ねて感謝申し上げます。

## 引用文献

- 木村育恵 (2020) 「ジェンダーや多様な性に関する学校現場の現状—北海道における教員調査をもとにして—」『北海道教育大学紀要 (教育科学編)』71(1), 1-14.
- 土肥いつき (2015) 「トランスジェンダー生徒の学校経験—学校の中の性別分化とジェンダー葛藤—」『教育社会学研究』97, 47-66.
- 土肥いつき (2019) 「トランスジェンダーによる性別変更をめぐる日常の実践—あるトランス女性の学校経験の語りを通して—」『社会学評論』70(2), 109-127.
- 土肥いつき (2020) 「トランスジェンダーの困難と学校におけるジェンダー」『日本健康相談活動学会誌』15(1), 15-19.
- 町田奈緒士 (2018) 「関係の中で立ち上がる性—トランスジェンダー者の性別違和についての関係論的検討—」『人間・環境学』27, 17-33.
- 眞野豊 (2020) 『多様な性の視点でつくる学校教育—セクシュアリティによる差別をなくすための学びへ—』松籟社.
- 宮田りりい (2017) 「性別越境を伴う生活史におけるジェンダー／セクシュアリティに関する意識」『教育社会学研究』100, 305-324.
- 文部科学省 (2010) 「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について (通知)」[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinken/sankosiryoy/1348938.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryoy/1348938.htm) (2021年9月15日最終閲覧)
- 文部科学省 (2015) 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/27/04/1357468.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm) (2021年9月15日最終閲覧)
- 文部科学省 (2016) 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け)」[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/\\_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf) (2021年9月15日最終閲覧)
- 渡辺大輔 (2017) 「性の多様性」教育の方法と課題」三成美保編『教育とLGBTIをつなぐ—学校・大学の現場から考える』青弓社, 145-166.

(有井 晴香 函館校講師)

(須田 紗穂 大仙市役所職員)

